

広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十六号

#### 広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則

広島県屋外広告物に関する規則（昭和三十九年広島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

条例第十一条の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記様式第一号）を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名）  
二 管理者の住所及び氏名並びに第八条の二に規定する資格を有する者のいずれに該当するか  
三 工事施行者の住所及び氏名  
四 表示又は設置の期間及び場所並びに移動するものにあつては、その範囲  
五 工事しゅん工予定期日

第四条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項に掲げる事項のうち、申請書への記載又は書類の添付を省略することができるものは、次のとおりとする。

種 別	省 略 事 項
立看板	第一項第三号に掲げる事項
電柱広告板	第一項第三号及び第五号に掲げる事項並びに第二項第一号、第四号及び第五号に掲げる書類
電車、乗合自動車その他 公衆の利用に供せられる 乗物に表示する広告板	
宣伝車に表示する広告板	第一項第三号及び第五号に掲げる事項
幕広告	第一項第三号及び第五号に掲げる事項
気球広告	第一項第三号及び第五号に掲げる事項並びに第二項第四号及び第五号に掲げる書類
はり札	第一項第三号及び第五号に掲げる事項
はり紙	第一項第三号及び第五号に掲げる事項並びに第二項第一号、第四号及び第五号に掲げる書類
第八条に規定する広告物 又は掲出物件（当該広告 物の表示又は当該掲出物 件の設置の日から起算し て五年を経過したもの に限る。）	第二項第五号に掲げる書類（当該書類を添付して 行った条例第十一条の申請に係る許可期間の始期 から二年を経過するまでの間に行われる申請に限 る。）

第四条第三項を削り、同条第二項中「前項の申請書に添付する条例第十一条第一項第八号

の付近見取図」を「前項第一号の図面」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 広告物の表示又は掲出物件の設置の位置及びその付近を表示した図面
- 二 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書並びに図面
- 三 広告物又は掲出物件の意匠、色彩及び表示の方法に関する図書並びに広告物又は掲出物件が照明又は音響を伴うときはその大要に関する図書
- 四 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所が他人の所有又は管理に属するときは、その承諾書又はその写し

五 第八条に掲げる広告物又は掲出物件（当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置の日から起算して五年を経過したものに限り。）にあつては、条例第十五条の三の規定に基づく点検の結果を記載した報告書（別記様式第一号の二）

六 その他他知事が必要と認める書類

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 表示又は設置の場所を移転する場合
- イ 広告物の表示又は掲出物件の設置の位置及びその付近を表示した図面
- ロ 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所が他人の所有又は管理に属するときは、その承諾書又はその写し

二 新造又は改造をする場合

- イ 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書並びに図面
- ロ 広告物又は掲出物件の意匠、色彩及び表示の方法に関する図書並びに広告物又は掲出物件が照明又は音響を伴うときは、その大要に関する図書

第五条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定は、第一項の許可の申請の場合について準用する。この場合において、前条第三項中「前項第一号の図面」とあるのは「第五条第二項第一号イの図面」と読み替えるものとする。

第五条の次に次の一条を加える。

（変更の許可を要しない軽微な変更等）

第五条の二 条例第十四条第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更等は、次に掲げるとおりとする。

- 一 既設の広告物又は掲出物件の表示内容、意匠、色彩又は特に付された条件に変更を加えない程度の修繕、補強又は塗替え
- 二 劇場、映画館等の常設興行場が掲出物件の位置及び形状を変更することなく行う、興行内容を表示する広告物の短期的かつ定期的な変更
- 三 掲示板にその位置及び形状を変更することなく表示される新聞、ポスター等の広告物

の短期的かつ定期的な変更

第八条第一項第一号中「第十五条」を「第十五条の二第三項」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第十五条の四の規定による設置者等の住所・氏名の変更の届出 別記様式第五号の二

第八条を第八条の三とし、第七条の次に次の二条を加える。

(管理者を設置すべき広告物又は掲出物件)

第八条 条例第十五条の二第一項の規則で定める広告物又は掲出物件は、平看板及び広告塔のうち、当該広告物若しくは掲出物件自体の高さが四メートルを超えるもの又は表示面積が十平方メートルを超えるものとする。ただし、直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものを除く。

(管理者の資格)

第八条の二 条例第十五条の二第二項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第十条第二項第三号イに規定する試験に合格した者
- 二 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士
- 三 電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士
- 四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項第一号から第三号までに規定する主任技術者免状の交付を受けている者

五 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると知事が認める者

第二十三条第二項第一号中「（昭和二十五年法律第二百二号）」を削り、同項第二号中「（昭和三十五年法律第三百三十九号）」を削り、同項第三号中「（昭和三十九年法律第七十号）」を削る。

別記様式第一号を次のように改める。

## 別記様式第1号（第4条関係）

## 屋外広告物許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者（広告物の設置者等）

住所

氏名

〔 法人にあっては、その事務所の所在地、  
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり広告物を表示(掲出物件を設置)したいので、広島県屋外広告物条例第2条第1項の規定による許可をしてください。

※種別	※数量	※点検
		要・否
申請の区分		新規・更新 〔 許可年月日 年 月 日 〕 許可番号
管理者	住所	(〒 — ) (電話番号 — — )
	氏名	
	資格	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 <input type="checkbox"/> その他知事が認めた者 ( )
工事施行者	住所	(〒 — ) (電話番号 — — )
	氏名	(広島県屋外広告業登録番号 第 — )
表示又は設置の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
表示又は設置の場所及び移動するものにあつては、その範囲		
工事しゅん工予定期日	平成 年 月 日	
添付書類 1 広告物の表示又は掲出物件の設置の位置及びその付近を表示した図面 2 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書並びに図面 3 広告物又は掲出物件の意匠、色彩及び表示の方法に関する図書並びに広告物又は掲出物件が照明又は音響を伴うときはその大要に関する図書 4 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所が他人の所有又は管理に属するときは、その承諾書又はその写し 5 条例第15条の3の規定に基づく点検の結果を記載した報告書（設置から5年を経過した該当広告物に限る。）		

- 備考
- ※印欄は、記入しないこと。
  - 不用の文字及び欄は、消すこと。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
  - 前回の申請から変更がない場合は、「工事施行者」、「表示又は設置の場所及び移動するもの」にあっては、その範囲」及び「工事しゅん工予定期日」の記入を省略することができる。
  - 「管理者」は規則第8条に該当する広告物又は掲出物件を設置する場合にのみ記入すること。

別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

## 屋外広告物安全点検報告書

平成 年 月 日

広島県知事 様

次のとおり安全点検を実施したので報告します。なお、報告内容は事実に相違ありません。

報告者 (設置者等)	氏名				
	住所				
管理者 (点検者)	氏名	Ⓜ	資格名称		
	住所	TEL			
許可番号		設置場所			
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日		
広告物の種類					
区分	点検内容	異常	異常の内容	処理	
基礎	1 上部構造の支えの傾斜, ぐらつき	有 無		済	未
	2 基礎のクラック, 防水層の裂傷等の異常	有 無		済	未
支持部・ 取付部	1 鉄骨の錆発生, 塗装の老朽化	有 無		済	未
	2 鉄骨接続部(溶接部・プレート)の腐食, 変形	有 無		済	未
	3 鉄骨接続部(ボルト)のゆるみ, 欠落	有 無		済	未
	4 アンカーボルト・取付部プレートの腐食, 変形	有 無		済	未
	5 ベース周辺, コーキングの老朽化, 溶接部の劣化	有 無		済	未
	6 取付対象部(柱・壁・スラブ)取付部周辺の異常	有 無		済	未
広告板・ 文字	1 広告板面・文字等のひどい汚れ, 変色, 錆	有 無		済	未
	2 広告板面・文字等の破損, 変形, ビス等の欠落	有 無		済	未
	3 枠組み部材の破損, ねじれ	有 無		済	未
電気 設備	1 蛍光灯・照明灯・LEDの不点, 配管の不発光	有 無		済	未
	2 照明器具・LEDの取付部の破損, 変形, 錆, 漏水	有 無		済	未
	3 配管・サポート類の破損	有 無		済	未
	4 配トランス・その周辺の損傷, 接続不良	有 無		済	未
	5 分電盤の腐食, 破損	有 無		済	未
	6 電源配線経路の腐食, 破損, 漏電	有 無		済	未
	7 安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化, 損傷	有 無		済	未
	8 避雷針の突針部・導線固定部の腐食, 損傷	有 無		済	未
その他	1 その他点検した事項( )	有 無		済	未
	2 その他点検した事項( )	有 無		済	未
特記事項					
総合評価					
<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 改善済(年 月 日実施)					

備考 1 この報告書の記載については、「報告書の注意事項」をよく読んでください。  
2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

## 報告書の注意事項

点検と報告書の記載は、広島県屋外広告物に関する規則第8条の2に定める広告物の管理者が下記事項に留意して行ってください。

### 1 点検を要する広告物

平看板及び広告塔のうち、広告物又は掲出物件自体の高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10平方メートルを超えるものとします。

ただし、直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものを除きます。

### 2 点検実施時期

許可期間満了の日の3か月前から許可期間満了の日の前日まで

### 3 注意事項

(1) ひとつの許可番号に複数の許可物件がある場合は、それぞれの報告書及び別紙を作成してください。

(2) 別紙には点検を実施した広告物の写真を添付し、写真添付欄の右の欄に点検方法と補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見を記入してください。

### 4 添付書類

管理者(点検者)の資格を証明する書面の写し

### 5 異常が明らかな場合

報告書により広告物の異常が明らかな場合には、条例の規定に基づき、当該広告物の改修、除却等必要な措置を命ずる場合があります。

### 6 虚偽報告

虚偽の報告により継続の許可を受けたことが明らかな場合には、条例の規定に基づき、その許可を取り消し、又は当該広告物の改修、除却等必要な措置を命ずる場合があります。

※本報告書は3部作成し、2部を提出用、1部を管理者控としてください。

別紙 (写真添付・点検方法・所見記載用紙)

許可番号		広告物の種類	
(写真添付欄)		○点検方法  ○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見	
(写真添付欄)		○点検方法  ○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見	
(写真添付欄)		○点検方法  ○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見	



別記様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

屋外広告物変更許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者（広告物の設置者等）

住所

氏名



〔法人にあっては、その事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

次のとおり許可の内容を変更（広告物等を新造，改造又は移転）したいので，広島県屋外広告物条例第14条第1項の規定による許可をしてください。

※種別	※数量	※点検
		要・否
許 可 番 号	第 号	
許 可 年 月 日	平成 年 月 日	
許 可 の 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
工事施行者	住 所	(〒 ー )  (電話番号 ー ー )
	氏 名	(広島県屋外広告業登録番号 第 ー )
許可の内容の変更		
広告物等の新造，改造又は移転		
許可の内容の変更又は広告物等の新造，改造若しくは移転の理由		
添付書類 1 表示又は設置の場所を移転する場合 ア 広告物の表示又は掲出物件の設置の位置及びその付近を表示した図面 イ 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所が他人の所有又は管理に属するときは，その承諾書又はその写し 2 新造又は改造をする場合 ア 広告物又は掲出物件の形状，寸法，材料及び構造に関する仕様書並びに図面 イ 広告物又は掲出物件の意匠，色彩及び表示の方法に関する図書並びに広告物又は掲出物件が照明又は音響を伴うときは，その大要に関する図書		

- 備考 1 ※印欄は，記入しないこと。  
 2 不用の文字及び欄は，消すこと。  
 3 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

別記様式第五号中「（第8条関係）」を「（第8条の3関係）」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第5号の2（第8条の3関係）

屋外広告物設置者等の住所・氏名変更届

平成 年 月 日

広島県知事 様

届出者

住所

氏名



〔法人にあつては、その事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

次のとおり設置者等の（住所・氏名）を変更しました。

許 可 番 号	第	号
許 可 年 月 日	平成	年 月 日
設 置 者 等	旧	住 所
		氏 名
設 置 者 等	新	住 所
		氏 名
変 更 年 月 日	平成	年 月 日

- 備考 1 不用の文字及び欄は、消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第六号中「(第8条関係)」を「(第8条の3関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十一年十月一日前にされた広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成三十年広島県条例第二十号)による改正前の広島県屋外広告物条例第十一条第一項の規定による申請については、この規則による改正後の広島県屋外広告物に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。